

---

---

# 当院における身体的拘束を最小化する

## 取り組みについて

---

---

### 1. 身体拘束に対する方針

当院において、患者様又は他の患者様等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

### 2. 身体的拘束最小化のための委員会、その他の当院の組織に関する基本的事項

当院における身体的拘束最小化に関して、医師・看護師・薬剤師・理学療法士・事務員など多職種で構成された身体的拘束最小化委員会を設置し、毎月1回会議を行い、身体的拘束最小化に関する事項を検討しています。

又、身体的拘束最小化チームを設置し実務（ラウンド・カンファレンス）を行っています。

### 3. 身体的拘束最小化のための職員研修に関する事項

年に2回以上の全職員を対象とした身体的拘束最小化に関する研修会を開催し、職員の身体的拘束最小化に関する意識や知識向上に努めています。

### 4. 身体的拘束状況報告に関する事項

当院の入院患者様に対し、緊急やむを得ず行った身体的拘束の状況を把握し、身体的拘束最小化委員会に報告・検討し現場へフィードバックを実施しています。

### 5. 院内職員への情報提供・情報共有に関する事項

当院の入院患者様に対し、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、定例会等で広く院内に情報提供を行い、最小化または解除に向けて情報共有・協力を求めます。

この取り組み事項は病院ホームページや院内に掲示し、広く一般に公開します。